

津久見市

特別支援教育アクションプラン

～一人ひとりの教育的ニーズに応じた

特別支援教育の充実～



写真：つくみん公園



津久見市教育委員会



地域で共に生き、共に育ち、支え合う津久見っ子！

一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

ニーズを
「つかむ」

支援体制を
「つくる」

一貫して
「つながる」

一人ひとりの
教育的ニーズに
応じた指導・支援

早期からの
教育相談・
支援の充実

就学から学校卒業
までの一貫した
円滑なつながり



保護者・園・学校そして関係機関との切れ目のない連携づくりのもとに、子どもたち一人ひとりの特別な教育的ニーズを把握し、その能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校教育修了までを見通した適切な指導及び必要な支援の推進・充実を図ります。

併せて、インクルーシブ教育システムの構築も見据え、学習指導要領や障害者基本法の趣旨に基づく「交流及び共同学習」、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」等を視野に入れて、多様な学びの場の確保に向けた取組の検討・実施に努めます。

これらの施策を通して、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共に生き、共に育ち、支え合う共生社会の実現に寄与する津久見市の特別支援教育をめざします。

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。このような社会を目指すことは、津久見市において最も積極的に取り組むべき重要な課題のひとつです。

ニーズを「つかむ」～一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援～

1. 本人・保護者の教育的ニーズの把握を図ります。

ICFを活用した合理的配慮の提供

(1) 学習・生活上の困りの把握

①本人・保護者の教育的ニーズの把握に可能な限り努めます。

- ◆「地域の高等学校へ進学させたい」「みんなと同じように授業に参加したい」等
- ◆将来、必要な合理的配慮を自分から申請できるような子どもに育てていくためにも、本人のニーズを可能な限り把握しましょう。

ICF（国際生活機能分類）を活用してアセスメントを！
[14項目で必要な場面を評価]

②変更、調整が必要な場面の特定を図ります。

- ◆各教科、行事、休み時間、給食、清掃等。
- ◆「活動制限」と「参加制約」のアセスメント

「活動制限」

個人が活動を行うときに
生じるむずかしさ

「参加制約」

個人が何らかの生活・人生場面に関わるときに経験するむずかしさ

合理的配慮が必要な場面が明らかにできる。（見取することができる）

12歳 自閉症

- ・気になるものを見ると走り出し授業参加できない。
 - ・先生の指示や説明が聞けず学習活動ができない。
- どうしたらいい？



ポイント

特性の把握（プラス面をみることも大切。）

①外的刺激に過度に反応する。

・倉庫のような窓のない場所ではじっとしている。

②書籍に書かれていることを短時間で理解できる。など



③障害の状態の把握に努めます。

ICF（心身機能・身体構造、環境因子）29項目で特性を評価！

◆情報収集・情報の整理

障がいの状態の把握

- ①情報収集
- ②情報の整理

- 診断名（その特性の所見）
- どんな育ち？（出生後からの環境）
- どんな療育をうけた？なぜ？
- 利用している療育機関は？
（各種サービスの頻度・内容・担当者）
- 各教科の授業での参加・理解・習得の状況
- 子ども自身から「好き」「嫌い」「得意」「苦手」などを聞く

関係機関との連携、担当者間の
情報交換が必要です。

校内の他の先生から
得る情報も大切。



注意！ 関係機関から情報を得るときは、保護者の同意が必要です！

(2) 障がいの状態に応じて必要な変更・調整の選択

●学校における合理的配慮の観点：11項目を参考に検討を行います。

◆障がい種別の具体例も参考にします。

◆全て網羅しなければならないわけではありません。

【学校における合理的配慮の観点】

①教育内容・方法

①－1 教育内容

①－1－1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①－1－2 学習内容の変更・調整

①－2 教育方法

①－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①－2－2 学習機会や体験の確保

①－2－3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

②－1 専門性のある指導体制の整備

②－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②－3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

③－1 校内環境のバリアフリー化

③－2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮



① 窓のない場所ならじっとしているから、気になるものが見えないような工夫を。

(校内環境のバリアフリー化)

② 指示は図や文字で示し、余計な言葉をかけない工夫を。(情報及び教材の配慮)

※特に11項目にこだわる必要はありませんが、項目を知っておくと行き届いた配慮ができる。

(3) 基礎的環境整備(8項目)の確認

●過度な負担でない変更・調整の検討を行います。

◆業務への影響、物理的・技術的制約、人的制約、費用負担程度等

【基礎的環境整備の観点】

①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

②専門性のある指導体制の確保

③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

④教材の確保

⑤施設・設備の整備

⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置

⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

⑧交流及び共同学習の推進

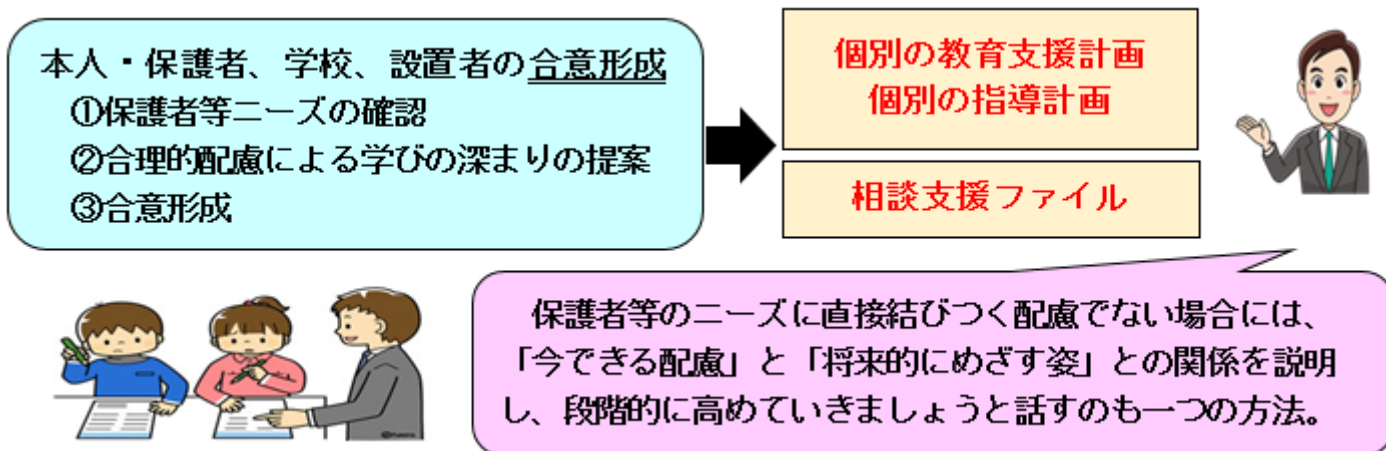
基礎的環境整備は、
「合理的配慮」の基
礎となります。



「集団形成(学級づくり)」、「学習指導(授業づくり)」、「生徒指導」という教育の専門性に加え「特別支援教育に関する知識・技能」等も必要です。特に、発達障がいに関する一定の知識・技能は、子どもたちの多くが通常の学級に在籍していることから、専門性として必須の内容であるといえます。

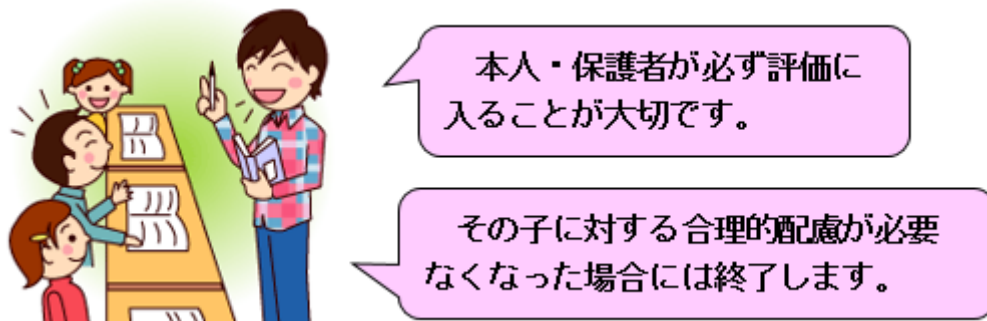
(4) 本人・保護者・学校・設置者の合意形成

- ①保護者等ニーズの確認をします。
- ②合理的配慮による学びの深まりの提案をします。
- ③合意形成を行います。
- ④個別の教育支援計画に明記し、個別の指導計画を活用します。



(5) 合理的配慮の提供、評価と改善

- ①「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を実行します。
- ②本人・保護者が、特定した場面での合理的配慮を評価します。
(合意形成結果がよかったのかを確認)
- ②評価結果に応じて、終了や修正を行います。



合理的配慮検討・提供のための「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」について

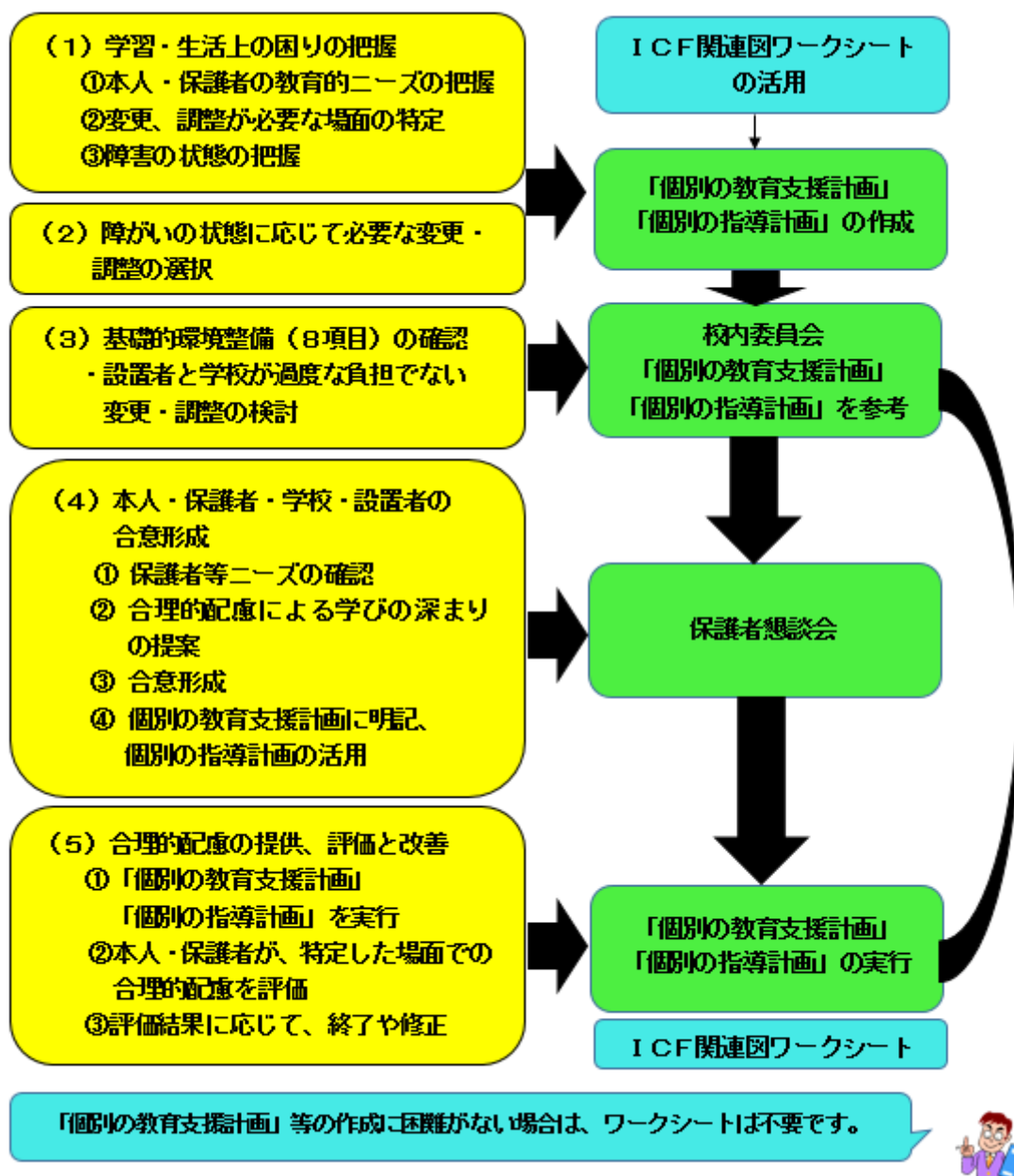
【合理的配慮の法的義務化】

- 公立学校では合理的配慮の不提供が禁止された。(障害者差別解消法 H28 4.1 施行)
- 提供した合理的配慮を「個別の教育支援計画」に記載することが望ましい。

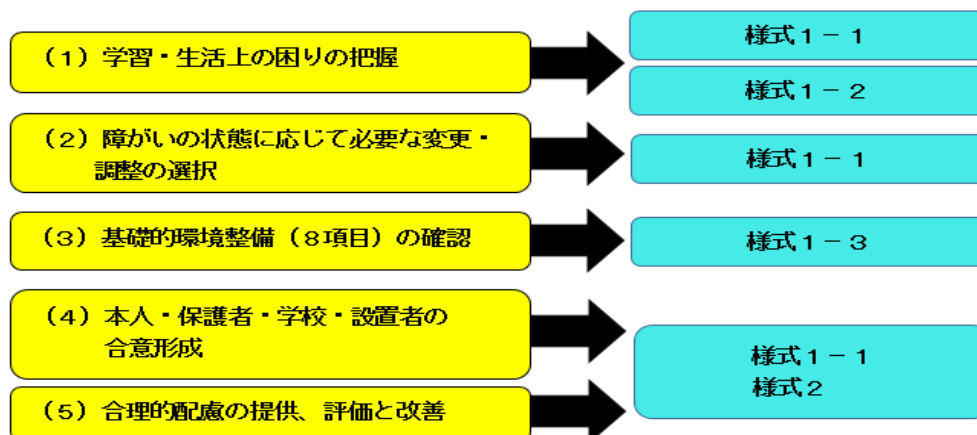
【合理的配慮提供の根拠資料に！】

- 保護者との合意形成のための資料
- 入試・進学先への合理的配慮申し出のための根拠資料
- 事業主に合理的配慮を申し出るための根拠資料

【合理的配慮の検討手順】



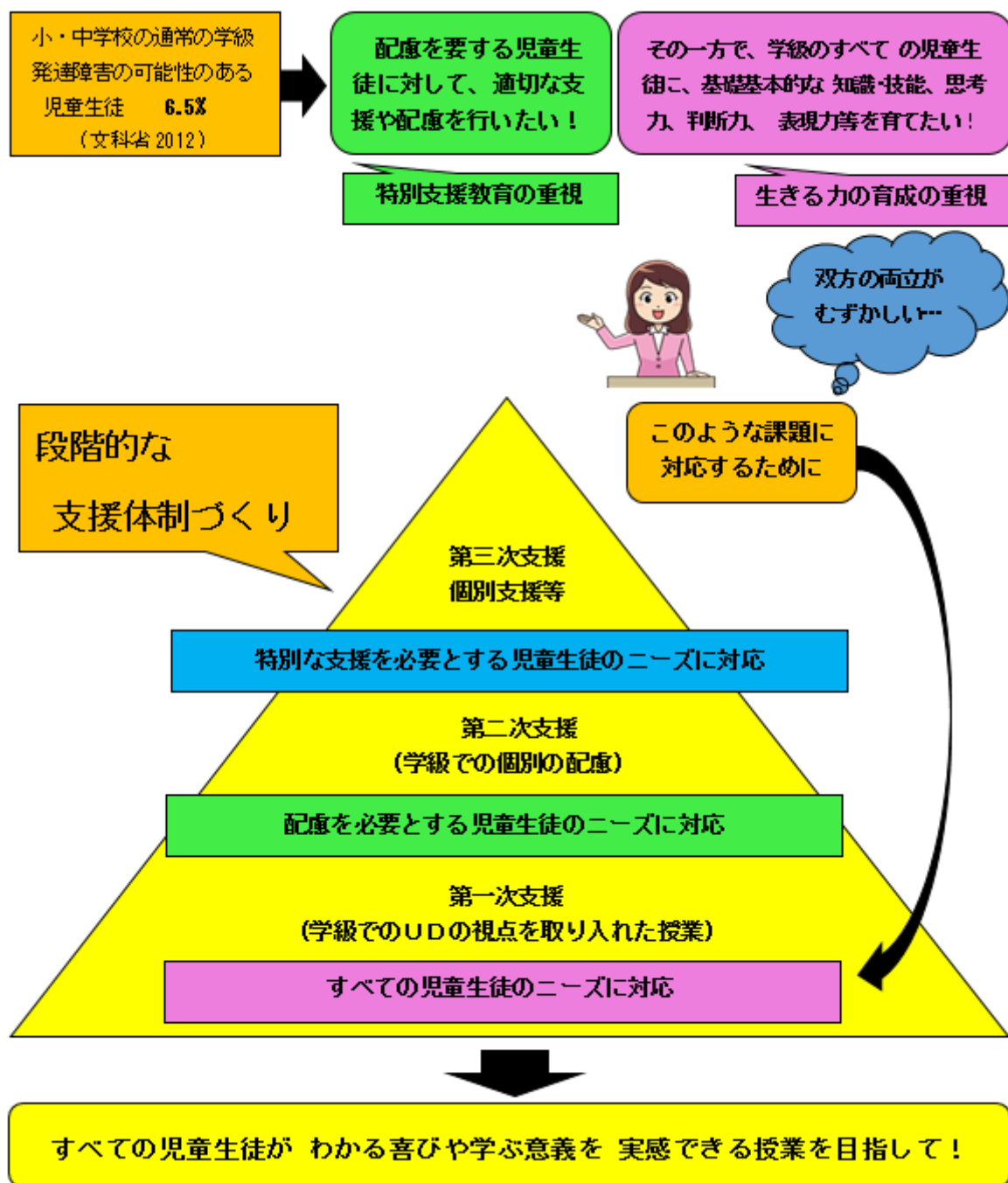
【合理的配慮検討・提供のための「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」作成フロー】



様式については、各校の判断で工夫・改良してかまいません。
ICFは、世界共通・全職種共通の言葉です。この言葉にわれわれ教師が慣れていくことは、アセスメントへの力を高めることにもつながります。ぜひ有効に活用しましょう。

2. 「ユニバーサルデザイン（UD）」の良さを取り入れた教育を推進します。

「ユニバーサルデザイン」の良さを取り入れた教育とは、「配慮の必要な児童生徒にとって、なくてはならない支援」であり、「すべての児童生徒にとって、あると便利な支援」を行うことで、すべての児童生徒にとっての「分かる・できる」を保障する教育（学級づくり・授業づくり）です。



UDとは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能なデザインを行うことです。

これを教育に当てはめ、「すべての児童生徒にとって『わかる、できる』を保障する授業をデザインすること」を目指しています。

○『「ユニバーサルデザイン」の良さを取り入れた学級・授業づくりハンドブック』の活用

◆[学級の実態][教師のねらい][教科の特性]等を考慮して、7つの視点の中から必要だと思う方法を選択しましょう。

どの視点の手立てを、どれくらい使うかは、学級の実態や教科の特性、授業のねらいなどに合わせて考えます。

【7つの視点】

1 関係づくり

人間関係の適切な形成こそが、学級・授業づくり等のあらゆる教育活動のベースとなります。

そのため、お互いの個性を認め合い、共に学んでいこうとする雰囲気や一人ひとりの困りを適切に把握し、サポートできる機能を持った学級経営を目指しましょう。

2 教室環境

教室は、児童生徒が学校での生活の大半を過ごす場です。そこでは、各教科の学習や特別活動、休憩中の仲間とのふれあい等様々な活動が行われます。

これらの学習活動がよりスムーズに行われるためには、学級の実態に応じた環境作りが大切です。

児童生徒一人ひとりが、安心して学ぶことができるように教室環境の工夫をしてみましょう。

3 学習や生活のきまり

新しいきまりの定着には、時間がかかります。ましてや、「誰もがわかっていて当然と思われる『暗黙のルール』」を全員が理解するには大変な困難が予想されます。

誰もが分かりやすくシンプルなきまりをあらかじめ示しておくことで、学級の中の統一された判断基準となります。

4 授業の組み立て

校種や学年、教科の特性等によって、授業の組み立て方は異なることがあります。しかし、毎回授業の流れが大きく変わったり、担当教員の思いだけで授業を組み立てたりすると、児童生徒も、そのつど学び方や行動の仕方を変えなければなりません。すべての児童生徒が安心して学習できるように授業の組み立て方を工夫しましょう。

5 教師の話し方、発問や指示

教師の児童生徒への働きかけの大部分は「話すこと」です。しかし、人はそれぞれに話し方の癖を持っており、その癖が無意識に出てしまうことで、伝わりにくくなることがあります。

また一般的に、「話して」が「聞きて」に与える印象は、話の内容だけでなく、視覚的情報や非言語的(声・表情・振舞・服装等)な部分の影響も大きいとされています。わかりやすいメッセージを与えるための工夫を考えてみましょう。

6 板書の仕方とノート指導

今、何を学習しているのかななどを板書すると、必要な情報を全員で共有することができます。また、何をすべきかが明確になることで児童生徒の集中力も高まります。

授業のねらいに応じて板書を構造化したり、児童生徒のノートと一体化した板書の工夫をしたりすることで分かりやすい板書をつくりあげましょう。

7 教材・教具

教材・教具は、教育効果を高め、基礎的・基本的理解を促すうえで、とても重要です。

授業のねらいを達成するために、児童生徒の実態に着目して、得意なやり方を取り入れたり、教材・教具を工夫したりすることは、学習への興味・関心・意欲を高め、「分かる・できる」授業の実現につながります。

問題行動は、

『不適応というやむを得ない適応行動』
⇒「困っているんだ」のサイン！

「問題行動を何とかしたい」と一番強く
思っているのは、本人です！

支援体制を「つくる」 ～早期からの教育相談・支援の充実～

将来の社会的自立に向けて、様々な教育的ニーズをもつ子どもたちがその能力や可能性を一層伸長していくことができるよう早期からの発達段階に応じた適切な情報提供及び一人ひとりの気持ちをくみとる場や相談できる場の提供等、相談体制を整備していくよう努めます。

また、入園、入学、入学後、転校、卒業などによって途切れることのない相談・支援やその間の教育、保健、福祉、医療や市の関係機関における継続的な連携にも努めていきます。

1. 関係機関との連携を推進します。

(1) 特別支援連携協議会の開催

○年間2回開催⇒早期からの支援につなげるための連携を図ります。

○津久見市医師会・健康推進課・障がい福祉サービス事業所うばめ園・

NP0 法人やまびこクラブ・サポートセンター竹とんぼ・福祉事務所・退職校長・

臼杵支援学校・保育園・小中学校・市教委

(2) 地域自立支援協議会による幼稚園・保育園巡回訪問の実施

○市内8園を年間2回訪問し、情報交換を行います。

○福祉事務所・臨床心理士・NP0 法人やまびこクラブ・

サポートセンター竹とんぼ・健康推進課・市教委



(3) 就学児に係る情報交換会の開催

○年間2回開催

○幼稚園・保育園巡回訪問による情報と市人同研・幼保小担当巡回訪問による情報を各小学校と共有し、就学に向けた支援の検討を行います。



(4) 「つくみっこ子育てホットライン～つながる絆～」の活用

○各関係機関・幼保園・小中学校に配布・掲示し、周知を図ります。

○市5歳児健診において、市教委が保護者に配布・説明を行い、支援について周知を図ります。

(5) 大分大学地域医療・小児科分野：是松教授との連携

○市5歳児健診等の他、幼保園・小中学校への訪問・相談等で連携し、早期からの支援につなげます。



(6) 就学支援委員会の充実

○年間3回開催（調査部会年間7回開催）

○支援の必要な児童生徒について調査・検討を行い、適切な就学支援に努めます。

○津久見市医師会・健康推進課・NP0 法人やまびこクラブ・サポートセンター竹とんぼ・福祉事務所・退職校長・臼杵支援学校・保育園・小中学校・市教委



(7) 臼津地区特別支援教育コーディネーター等情報交換会

○年間2回開催⇒臼杵支援学校・津久見市教委・臼杵市教委の三者で企画・開催。

○臼津地区の幼保園・小・中学校・高等学校の特別支援コーディネーターが集まり、課題や疑問点、地域の実情等を出し合いながら情報交換を行い、縦・横の連携の強化を図ります。

(8) 津久見市巡回相談の実施

○相談員 佐藤百合子・末松綾美・米倉ゆかり(臨床心理士)

○気になる児童生徒について観察し、支援の在り方について相談を行います。



(9) 臼杵支援学校巡回相談の実施

○相談員 臼杵支援学校特別支援コーディネーター等

○気になる児童生徒について観察し、支援の在り方について相談を行います。



(10) 専門家チーム相談会

○年間2回開催

○相談員 ガイダンスカウンセラー・臨床心理士・特別支援教育に係る県・市教委指導主事・臼杵支援学校特別支援コーディネーター等

○困りを抱え、特別な支援を必要とする子どもの保育、教育に関わる保育士・教職員を対象に、専門家チームが支援の在り方等について相談を行います。

2. 校内支援体制の充実を図ります。

(1) 校内委員会を設置し、その役割の充実を図ります。

○学校内における全体的な特別支援教育に関する支援体制を整備するための委員会。

○校内委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネーターを指名し、その機能が十分発揮できるよう分掌に位置づけることが重要です。

【校内委員会の役割】

- ◆学習面や行動面で特別な教育的支援が必要な児童生徒に早期に気付く。
- ◆特別な教育的支援が必要な児童生徒の実態把握を行い、学級担任への支援方策を具体化する。
- ◆保護者や関係機関と連携して、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個別の教育支援計画を作成する。
- ◆特別な教育的支援が必要な児童生徒への指導とその保護者との連携について、全教員の共通理解を図る。また、そのための校内研修を推進する。

【特別支援教育コーディネーターの役割】

- ◆学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、校内委員会の運営や推進役といった役割を担っています。

(2) 校内の教職員の理解推進と専門性の向上に努めます。

特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援を校内で適切に行うためには、教職員の十分な共通理解とLD、ADHD、高機能自閉症に関する専門的知識や理解が欠かせません。そのために校内研修を組織的に活用し、教職員の意識改革や特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導力を高めていくことが求められます。

一貫して「つながる」

～就学から学校卒業までの一貫した円滑なつながり～

子どもたちの多様なニーズに的確に応えていくためには、教員だけの対応だけでは限界があります。校長のリーダーシップのもと学校全体で対応するとともに、医療・福祉・心理などの専門職の活用、大学・民間との提携・協力体制の充実等、各学校がおかれた地域の教育資源の組み合わせにより地域全体で子どもたちを支えていくことが必要になります。そのための新たな連携体制の構築に努めていきます。

【早期からの教育相談】

本人・保護者の理解を得たうえで、気づき段階からの相談内容や保護者の願いなどの情報を一元化して、成長に合わせて新たな情報を追加しながら引き継ぐことにより、進学進級時の本人・保護者の不安を解消します。



連携・協力・情報共有

子どもに関わる人全員が同じ目標を持つ！



1. 幼保・小・中の連携を推進します。

(1) 津久見市特別支援連携協議会を核とした支援システムの構築

- ①「つくみっこ子育てホットライン～つながる絆～」の活用を推進します。
 - 乳幼児期から就学、就労までを見通した津久見っ子の子育て支援システムの構築。
- ②地域自立支援協議会・幼保小部会等と連動した連携システムの構築に努めます。
 - 情報連携⇒幼稚園・保育所、小学校の教員・保育士が入学前に子どもの情報交換を行う。
 - 行動連携⇒相互に教育・保育を参観し合い、事後に意見を交換し合う。
 - 目標連携⇒目指す子ども像をはぐくむ連携カリキュラムを作成する。
- ③「連携シート」の活用の推進に努めます。

(2) アプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの作成（⇒津久見市スタートブックの活用）

- 本年度より市内全校においてスタートカリキュラムを実働させます。
- アプローチカリキュラム作成に向けた幼保園との連携を始めます

(2) 「津久見市相談支援ファイル」の活用推進を図ります。

○「連携シート」とともに進学・進級の際の子どもの確かな情報共有・引き継ぎに役立ちます。

障がい基礎年金を20歳で申請する際に、
 成育歴等の記録が少ないので困ることがあります。
 「竹とんぼ」が小・中学校等に聞き取りをして申請している実態もあります。

将来、子どもが合理的配慮の提供を申請するときの大切な根拠資料ともなります！
 （「個別の教育支援計画」ともリンクするものです。）

(3) 津久見市就学支援委員会の充実を図ります。

○就学から中学校卒業までを見通した、一貫した円滑な「つながり」を目指し、各関係機関と連携を進め、子どもと保護者の願いに寄り添った就学支援の推進に努めます。

【平成27年度津久見市就学支援委員会より】

○できる限り早い段階における子どもの困りや特性を発見し、早い段階から基礎的な養育を行い、小学校入学へとつないでいくことがとても大切である。そうすることで、子どもにとってとてもスムーズに就学していくことが可能となる。

○保護者に学校の先生だからこそ話せること、相談員だから話せることなど、それぞれの立場や存在が連携して保護者にかかわり支えていくことが大切である。一人一人の子どもにとって、そんな支えとなるキーパーソンを一人作っていくこと、作っておくことが大切である。

○「保護者と十分話をし、理解を得たうえで」とはいうものの、実際先生から説明等を受けた時、「支援学級に在籍すれば～という環境が作れますよ。」とか「その先の高校進学については、～や～という進路も考えられますよ。」という具体的な部分やその先の見通しについて、必ずしも十分な話と保護者の理解を得られているとは言えないのではないか。進路などについて、きちんと説明していくことがやはり求められているのではないか。

児童の様子 (秘)

【連携シート様式】

作成日 平成 年 月 日		作成担当者	
ありがな氏名	性別 男 女	生年月日 平成 年 月 日 生	
在籍校	立 小学校	保護者名	
障がいの状況	医師の診断 (有 無)		
	医療機関名 ()		
	診断名 () 診断日 (平成 年 月)		
諸検査の結果	服薬の有無 (有 無) 薬の種類 ()		
	検査名 実施日 平成 年 月 日 (検査時の年齢: 歳 月)		
	検査の結果		
相談機関等での相談歴	検査名 実施日 平成 年 月 日 (検査時の年齢: 歳 月)		
	検査の結果		
	相談機関名 相談者 相談日 (平成 年 月)		
手帳所持	相談機関名 相談者 相談日 (平成 年 月)		
	相談機関名 相談者 相談日 (平成 年 月)		
	相談機関名 相談者 相談日 (平成 年 月)		
進学にあたり要望すること	種別と判定 名称 () 判定 () 判定日 (平成 年 月)		
	本人・保護者から		
	担任・学校から		

児童の全体的な姿			
得意なことや興味があること			
身体状況			
生活習慣			
学習面			
運動面			
対人関係			
困難な状態に対する支援			
場面	課題	支援	現在の様子
生活面			
学習面			
対人関係			

つくみ市 子育てホットライン ～つながる絆～



成長や発達に 気になることがあれば

一人で悩まず、まずは相談！

うちの子、ほかのお子さんとも
もっと違うような気が...



津久見市特別支援協議会 2017年発行

お問合せ先：津久見市福祉事務所
TEL 0972-82-95

どこに相談するか 迷ったときは まずはココに

- ① 全般
「うちの子どものどこに相談したいんだ？」
「どんな施設があるの？」
「市はどんな支援してくれるの？」
そんなときは、

福祉事務所へ (津久見市役所新館1F)

- 療育手帳等各種手帳や施設利用などの申請の窓口です。
○家庭相談員さんが相談役に、訪問もできます。
★他の機関への相談役！

「市で健診してって聞いたけど」
「うちの子と、専門家に一度診てもらいたいな」
そんなときは、

健康推進課へ (津久見市役所1F)

- 健診の説明や相談ができます。
○健康や発達の相談ができます。
★専門家との相談役！

「医学的なことで直接相談したい」
「小児慢性特定疾病のことで相談したい」
そんなときは、

中部保健所へ (2F 地域保健課)

- 小児慢性特定疾病医療助成の申請窓口です。
○子育てや発達についての相談ができます。

育児や児童保育 子育てのことなら ココに

- ② 育児
「うちの子どもの育て方ってあるの？」
「他の親御さんは、どうしてるの？」
そんなときは、

じゃん・けん・ぽんへ

- 保育園・幼稚園通園前の子育て支援を中心に子育て、親子の交流の場になります。
○悩み事についても専門相談スタッフがしっかり対応します。
★利用料：無料

「園ではみんなと一緒が楽しいけど、社会性育てないし」
「何かに興味や関心を持たない」
「待てるようにしたい」
「コミュニケーションの取り方を身につけたい」
そんなときは、

こども発達支援事業所さくらへ

- 18歳未満の児童で、市役所で手続きを行い、受給者証の交付を受けた方を対象にします。
○手続きについての相談ができます。
○発達状況に応じた保育を提供し、成長のお手伝いをします。

入園や入学、園や学校生活 園や学校のことなら ココに

- ③ 教育
「うちのお子、園や学校でどうかしら？」
「園や学校では、どんな支援ができるの？」
「来年、入学・進級・進学だけ、ちょっと心配」
そんなときは、

保育所・認定こども園・幼稚園・学校へ

- 日頃のお子さんの様子を話してくれます。
○先生の数や活動の工夫について相談を受けます。
○園では、お宅のお子さんが入学までに、何ができるようになるように説明してくれます。
○特別支援教育コーディネーターの先生は学校での支援について、説明してくれます。
○園長・教頭・校長は、校内外の連携役にもなってくれます。

「小学校や中学校でどんな支援が受けられるの？」
「支援員についてもらえる条件は？」
「通級や特別支援学級、特別支援学校って何？」
そんなときは、

教育委員会へ (市民図書館2F)

- 指導主事や制度について説明してくれます。
○就学や学校への要望について相談ができます。

悩み相談、各種福祉サービス 連絡調整なら ココに

- ④ 相談
「福祉サービスってどんなものがあるの？」
「福祉の手帳ってどこにすればいいの？」
「子育ての悩み相談、どこにすればいいの？」
そんなときは、

サポートセンター竹とんぼへ

- 福祉サービスの計画作成を行います。
○様々な障がいや特性に対する支援の相談を受けます。
★相談料：無料(電話相談は24時間対応)

- ⑤ 就労
「働きたいけど、どうしたらいいかわからない」
「コミュニケーションが苦手な不安」
「就労の悩み相談、どこにすればいいの？」
そんなときは、

おおいた黒南サポステへ

- 社会に出るのがこわい...「引きこもった生活をやめたい」など、様々な悩みをスタッフと寄り添いながら一緒に考え、就労のお手伝いをします。
○毎月第2・4木曜日の午前中に津久見市内で出張相談を行います。

もしも「つくみ子育てホットライン」を見たらぜひ、うちの子のことでも相談が...

相談連絡先はコチラ！

分野	窓口	担当	所在地	電話番号	相談日/時間
① 全般	津久見市福祉事務所 社会福祉課	家庭児童相談員 社会福祉推進員	津久見市宮本町20-15	0972-82-9519	月～金 8:30～17:00
訪問・健診	津久見市役所 健康推進課	健康推進員	津久見市宮本町20-15	0972-82-9523	月～金 8:30～17:00
教室・手続き	中部保健所 地域保健課	保健師	臼杵市大字臼杵7-34	0972-82-9171	月～金 8:30～17:15
② 育児	じゃん・けん・ぽん	センター担当	津久見市天平寺6111-1	0972-83-5560	月～金 9:30～15:30
教室・児童クラブ	こども発達支援事業所「さくら」	NPO法人やまびこクラブ	津久見市地蔵寺1-10 フラワークエスト	0972-82-7287	月～土 9:00～15:00
③ 教育	保育所・幼稚園	園長・主任			月～金 9:00～16:00
就学・支援員	小学校・中学校	教頭・校長・特別支援教育コーディネーター			月～金 9:00～16:00
転学・進学	臼杵支援学校	教育相談担当	臼杵市大字井村911	0972-82-3930	月～金 9:00～16:00
④ 相談 専門機関紹介	津久見市教育委員会 学校教育課	指導主事	津久見市大友町5-15	0972-82-9526	月～金 9:00～16:00
⑤ 就労 就労相談・支援	サポートセンター「竹とんぼ」	相談支援専門員	津久見市宮本町20-15	0972-82-1888	月～土 8:30～17:00
⑥ 福祉・医療	おおいた黒南サポステ	相談員	佐伯市内町9-4	0972-28-6117	月～金 10:00～17:00
入所相談・療育訓練	恵の聖母の家	地域連携室	臼杵市野瀬町原3601-2	0974-32-7770	月～金 9:30～17:00 (要予約)
検査・医療機関紹介	大分県中央児童相談所	相談員	大分市佐藤5丁目	097-544-2016	月～金 9:00～17:00
	みずほ学園	サービスマネージャー	臼杵市大字戸室1205-1	0972-83-6691	月～金 9:00～15:00

つくみ市の こんな子育て支援 知ってますか！

乳幼児

【相談・訪問】 (担)健康推進課

①妊婦訪問・相談

- 助産師や保健師がお宅にうかがい、妊娠・分娩・育児に関する悩みや不安の相談に応じます。

②パパママ教室

- 妊娠・分娩・育児に関する情報をお知らせします。交流会により悩みや不安を相談できる仲間づくりもできます。

③赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業) (4ヶ月まで)

- 助産師や保健師がお宅にうかがい、赤ちゃんの身体計測や発育チェック、授乳や育児等の相談に応じます。

【教室・相談】

①じゃん・けん・ぽん (保育園・幼稚園通園前対象) [月～金 9:30～15:30] 利用料 無料

- 乳幼児とその保護者たちが交流し、お互いの子育てについて話をしたり、子ども達が楽しめる場を提供するとともに、悩み事についても専門相談スタッフがしっかり対応します。

②こども発達支援事業所「さくら」 (担)フラワークエスト [9:00～13:30 日・祝日を除く]

- 市役所で手続きを行い、受給者証の交付を受けた就学前対象
利用料：所得区分に応じた利用者負担額 午後はおやつ代¥50
○発達に心配のある子どもを対象に、発達状況に応じた保育を提供し、成長のお手伝いをします。

【健康診査】 (担)健康推進課

- ★実施日や場所などの詳細は市報でお知らせします。 ★無料

①妊婦健診＜妊婦健＞ [公費負担14回]

②24か月児健診 [毎月1回]

③10か月児健診 [毎月1回]

④1歳6か月児健診 [年6回]

⑤3歳6か月児健診 [年6回]

⑥5歳児健診 [年6回]

⑦就学児健診(6歳) (担)教育委員会 学校教育課

- 小学校での支援の相談ができます。入学する学校の校長先生や教頭先生に心配なことなどを相談する機会としてもご利用ください。

【相談・検査】

①就学相談 (担)教育委員会 学校教育課 (電話相談・来所相談)

- 就学相談についてのご相談を随時受け付けています。右に記載している①特別支援学校、②特別支援学級、③通級指導教室、④特別支援教育支援員の配置等について、ご説明いたします。

- 他に各学校への配慮など、ご相談に応じます。

小・中学生

【教室】

①児童クラブ (小学生対象) (担)福祉事務所 [月～土]

- 就労等により、放課後保護者がいない家庭の児童をお預かりします。

- ★利用料等に関するご相談は、各クラブにお問い合わせください。

◆津小 なかよし児童クラブ[TEL82-2215]

◆千怒小 わんぱく児童クラブ[TEL82-0405]

◆青江小 ひまわり児童クラブ[TEL82-7282]

◆堅徳小 キラキラ児童クラブ[TEL82-1266]

②放課後学習クラブ(小学3・4年生対象)各校教室 (担)教育委員会 生涯学習課 [水14:45～15:45]

- 算数の勉強 利用料：無料 ★申込期間4月中予定

③土曜寺子屋つみ塾 (小学3～6年生) (担)教育委員会 生涯学習課 [毎月1回第3土曜日]

- 国語・算数のドリル学習を中心に行います。 利用料：無料 ★申込期間4月中予定

④こども発達支援事業所「さくら」 (担)フラワークエスト [9:00～13:30 日・祝日を除く]

- 市役所で手続きを行い、受給者証の交付を受けた就学者18歳未満対象
利用料：所得区分に応じた利用者負担額

- 発達に心配のある子どもを対象に、発達状況に応じた保育を提供し、成長のお手伝いをします。

【学校での支援】 (担)教育委員会 学校教育課

①特別支援学校 (様々な障がいにより特別な支援を必要とする児童生徒を対象)

- 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育をするとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身につける学習をします。

②特別支援学級 (様々な障がいにより特別な支援を必要とする小学生・中学生対象)

- 定員8人で、一人ひとりに合わせた教育課程を計画して学習します。

③通級指導教室 (様々な障がいにより特別な支援を必要とする小学生・中学生対象)

- 各教科の大部分を通常の学級で受け、障がいに応じた特別の指導(自立活動や教科指導の補充)を週1～8時間程度受けます。

④特別支援教育支援員

- 通常の学級に在籍する障がいや特性による困りを抱えた特別な支援を必要とする小学生・中学生対象
○食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりします。

- ★①～④の障がいの種類や程度等のお問い合わせは、教育委員会まで。

「津久見市相談支援ファイル」

- ～幼少期から成人まで一貫した支援の充実を図るために～

- 進級・進学時の効果的な支援の継続に役立ちます。

- 学校・療育機関・医療と連携を取りやすくなります。

- 福祉サービス・年金等の申請時に活用されます。

療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳でいろんなサービスが受けられます。詳しくは福祉事務所へ！